

(改正案)

別表第2 (第3条—第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域～39 青葉台地区地区整備計画区域 略

40 武庫川町西地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	商業施設地区	公共公益施設地区
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの	次に掲げる建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 法別表第2(へ)項第2号に掲げるもの (7) 法別表第2(と)項第3号及び第4号に掲げるもの (8) 法別表第2(ち)項第2号及び第3号に掲げるもの
(ウ)	建築物の容積率	(a)	
		(b)	
(エ)	建築物の建ぺい率	(a)	
		(b)	
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)	
		(b)	
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	
		(b)	
		(c)	

(キ)	建築物の高 さの最高限 度	(a)		
		(b)		
		(c)		

(現行)

別表第2 (第3条関係-第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域～39 青葉台地区地区整備計画区域 略